

さいたま J-クレジット事業

(家庭用太陽光)

子どもたちの環境教育等への活用のため、登録をお願いします

本事業の対象者は、令和5年12月1日以降^{※2}に太陽光発電を設置した家庭となります。

◆さいたま J-クレジット事業（家庭用太陽光）イメージ図



さいたま市の温室効果ガス削減のため、
皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

事業の詳細は、市のホームページにてご確認ください。
市営のQRコードを読み込んでください。



＜J-クレジット事業とは＞

国のJ-クレジット制度^{※1}を活用して、さいたま市内の各ご家庭に設置された太陽光発電設備でつくられた電力の環境価値（再生可能エネルギーが電力の価値に加えてもつ付加価値）を集めてクレジット化し、温室効果ガスの削減義務を有する市内企業等に売却します。得られた売却益は、子どもたちの環境教育や市民の皆さんへの啓発活動等の環境施策に活用します。本事業にご参加いただくことで、さいたま市の地球温暖化対策の推進にご貢献いただけます。

※1 再生可能エネルギー等の利用によるCO₂の排出削減量をクレジットとして国が認証する制度です。原則、個人による環境価値のクレジット化は制度上認められていません（法人の場合を除く）。

※2 J-クレジット制度事務局との調整により、開始時期が前後する場合がありますので、登録いただいた皆様には、本登録について改めてご案内させていただきます。

裏面の解説マンガもご覧ください。

本事業の対象者は、**令和5年12月1日以降**に太陽光発電を設置した家庭となります。



さいたまークレジット事業 (家庭用太陽光)ってなんだろう?



【問合せ】

さいたま市 環境局 環境共生部 セロカーボン推進戦略課 事業推進係

TEL 048-829-1317 FAX 048-829-1991

E-mail: zero-carbon-sushinseiryaku@city.saitama.lg.jp